

公立大学法人名古屋市立大学・愛知中小企業家同友会 産学地域連携基本協定書

公立大学法人名古屋市立大学（以下「甲」という。）と愛知中小企業家同友会（以下「乙」という。）は、産学地域連携を推進するため以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、地域において技術開発、技術指導等の支援を実施し新事業の創出等、地域の産業振興に寄与するとともに、学術・研究、人材育成等の分野において、相互の人的・知的資源の交流・活性化を図るための諸事業を行うことにより、地域社会の発展に資することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について連携協力する。

- (1) 技術相談及び民間企業等との共同研究・受託研究の推進に関する事項
- (2) 科学技術革新のための各種施策の推進に関する事項
- (3) 人材育成に関する事項
- (4) その他この協定の目的を達成するために甲及び乙が必要と認める事項

（経費）

第3条 甲及び乙が連携協力するための経費の負担については、甲乙協議の上、決定する。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年とする。ただし、本協定の有効期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも終了又は見直しの申し出がないときには、さらに1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき提供若しくは開示を受け、又は知り得た情報のうち、次に掲げるものを除く一切のものについて、本協定の有効期限内及び有効期間満了後3年間、第三者に開示・漏洩してはならない。

- (1) 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの又は相手方による開示後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から開示されたときに既に保有していたもの又は相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの
- 2 前項の規定にかかわらず、開示について相手方の同意を得たときは、この限りでない。

(内容の変更)

第6条 本協定は、甲乙協議の上、変更することができる。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

(実施期日)

第8条 本協定は、締結の日から効力を有する。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名の上、各々1通を保管する。

平成26年3月24日

名古屋市中区錦三丁目5番18号
京枝屋ビル4F
愛知中小企業家同友会
会長

名古屋市瑞穂区瑞穂町字川澄1番地
公立大学法人名古屋市立大学
理事長

杉浦三代枝

戸莉 創